

いじめ防止基本方針 小樽市立潮見台中学校

(令和5年5月19日改定)

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したもの、暴力行為に及ぶもの、不登校へと発展するものなど、多様で複雑化しており一人の教員や保護者だけでは解決が難しくなっている。いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって保護者や関係機関等と連携し組織的に取り組むことが必要となっている。

本校では、全ての生徒が個性的な存在として尊重され、心豊かに成長することができるよう、「いじめは、どの学校・どの学級でも、どの子どもにも起こりうるもの」という認識に立ち、いじめの未然防止といじめ早期発見・対応を図るため「いじめ防止プログラム」を策定している。本校の生徒一人一人が「命を守り。心を育てる」学校生活を送れるように、「潮見台中学校いじめ防止基本方針」を定めることとする。

2 いじめとは

(1) 定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの防止等について

(1) いじめの防止に向けた日常的な取組

- ・日頃の生徒の観察やふれあいを通して実態をきめ細かく把握し、生徒に変化が見られた場合は迅速に教職員間で情報を共有する。
- ・日常の学習活動を通して、生徒のよさや可能性を認め、共感的な態度で接する。
- ・日頃の授業や道徳、特別活動等において思いやりの心をはぐくむ教育を行うとともに、生徒会等においていじめ防止運動を行うなど、生徒が自主的に活動を進めることができるよう指導する。
- ・生徒会や学年委員会などを活用し、生徒の主体的・内面的な部分から「いじめは人間として絶対に許されないもの」という雰囲気醸成する。

(2) いじめの早期発見・早期対応、及び再発防止に向けた取組

- ・教育相談により、受容と共感による生徒理解を進めるとともに、毅然とした指導を行う。また、家庭やスクールカウンセラー、登校支援室などとも連携し、指導助言を得ながら子どもの心の琴線に触れる対応に当たる。
- ・定期的にアンケート調査を行い、巡回や観察等では認知できないいじめについて把握する。
- ・訴えや観察により発覚したいじめの実態を正確に把握し、いじめ防止対策委員会（生徒指導部）等により指導方針を明確にし、全教職員で共通認識・理解を図る。
- ・いじめを受けた生徒や保護者へ学校の指導方針等を示し理解を得るとともに、心のケアに当たる。いじめをした生徒に対して個別指導を行い、動機等を把握し、受容と共感に基づきつつ、毅然とした指導により再発を防ぐ。また、その他の生徒については、学級・学年において、いじめは絶対に許されない行為であることの指導や、不安や悩みを抱える生徒への解消へ向けたケアを行う。

(3) 指導力向上等の取組

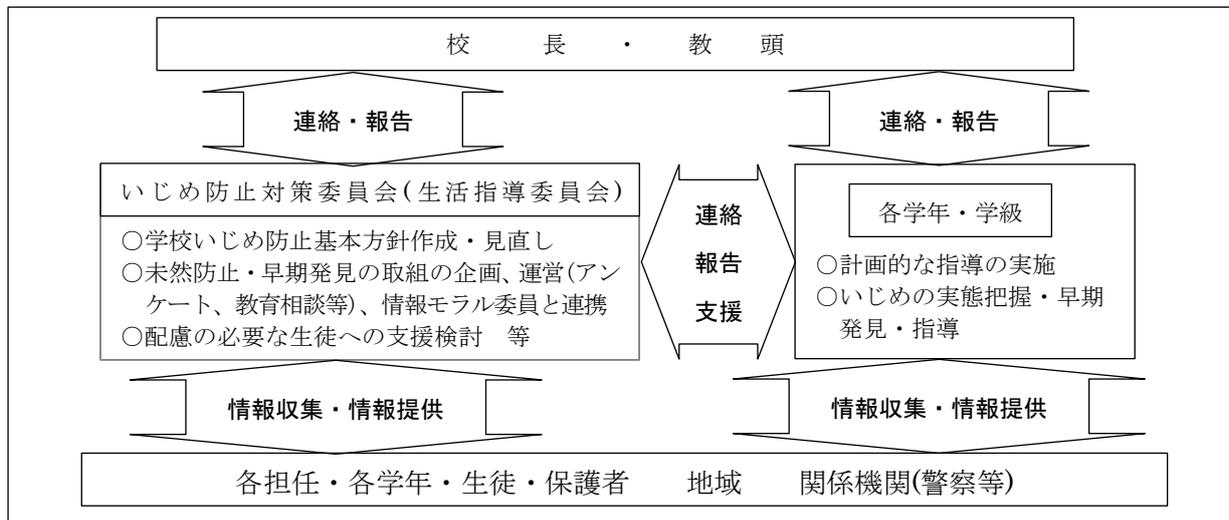
- ・校内研修等において定期的に生徒の情報交換を行い、気になる生徒について教職員全員で共通認識するとともに、指導方針・方法について協議し対応に当たる。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する取組

- ・学校だよりや学級だより等を活用し、スマートフォン等やゲーム機等を利用したインターネットの正しい接続の仕方やフィルタリングの設定などについて啓発する。

- ・各教科や特別活動等においてスマートフォン等やインターネットの正しい利用について指導するとともに、外部から講師を招聘し「情報モラル教室」を開催する。
- ・情報モラル対策委員と連携し、定期的にネットパトロールを行い、不適切な書き込み等を発見した場合は、速やかに当該生徒に確認・指導するとともに保護者に連絡し、直ちに削除する措置をとる。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じると判断される場合は、直ちに警察への通報や関係機関への相談など、適切に援助を求める。

(5) いじめ防止等の対策のための組織



(6) 事故発生から再発防止までのいじめに対する措置

